

# 医療機関に植林ホ

トキワ薬品化

## 80カ所が賛同、9本

し、カーボン・オフセットによる植林ポイント制度と医療廃棄物追跡システム(トレーサビリティシステム)を提供、現在、80カ所に上り、ポイントによる植林が樹木9本分となった。

植林ポイント制度は、感染性廃棄物の排出量に応じ、各医療機

1本当たり2円、20リットル以上の容器なら1個40円を同社が負担する。

単価設定については植林1本当たり1200円かかるため、排出量が少ない医療機関でも1年で1本の植林ができるよう工夫。多量の廃棄物を排出する病院の場合、割安感を出せるようにしている。

できるのが特長。このシステムはQRコードを利用している。

こうした追跡システムや植林にかかる費用は、値ごろなりサイクル容器を利用することで捻出している。

これらを提供する背景には、処理料金下落傾向がある。同社の周辺でも価格優先の競

CO<sub>2</sub>削減など環境負荷低減の「見える化」に期待している(同社担当者)と話している。

同社は主に現像所や病院、大学、レントゲン施設設置工場から排出される写真廃液やフィルムの回収、産業廃棄物や感染性廃棄物などの収集運搬を行っている。

おおさかATCグリーンター(大阪市住之江区)ITM棟おおさかATCグリーンエコプラザ内の「ピオトッププラザ」で午後1時30分から開催する。

定員は60人で、受講料は無料だが事前申し込みが必要となる。

は大きいと考えられる。

CC県は、法定受託業務を淡々と遂行したものと理解できるが、一方、DD県は、MS工業を事業停止90日間の処分とした。なぜこのような処分の違いが起きってしまうのであるのか、詳細を分析する必要がある。

地域ごとの傾向と対策を考えざるを得ないということである。

全国レベルで事業を行っている処理事業者、排出事業者たる製造事業者からは、JA AOに対して、自治体ごとの差異に対する相談、条例などへの対応策に関する相談が寄せられている。

遵法を求めるのであれば、自治体ごとの独自性を尊重するにしても、その運用に説明性と透明性を求めるのは当然と言える。

# 選ばれる産業廃棄物処理

行政処分から見えてくる姿

3 (隔週掲載)

# 戸惑う行政処分

次の2件の処分事例を比較しながら読んで頂きたい。

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の許可取消

【許可主体】CC県  
【処分日】2007年12月11日  
【被処分者】住所・CC県〇〇市、名称・FJ工業

【処分理由】被処分対象業者は、06年7月頃、自社事務所敷地において、家屋の解体工事から発生した廃棄物である廃瓦約18トンをみだりに投

棄した。この行為は、廃棄物の投棄禁止を定めた法第16条に違反する。

【許可主体】DD県  
【処分日】07年10月9日

【被処分者】住所・DD県△△市、名称・MS工業

【処分内容】産業廃棄物収集運搬業の全部停止90日間(停止期間)07年10月10日-08年1月7日  
【処分理由】MS工

## 大阪産廃協が講師を派遣

おおさかATCグリーンター(大阪市住之江区)ITM棟おおさかATCグリーンエコプラザ内の「ピオトッププラザ」で午後1時30分から開催する。

定員は60人で、受講料は無料だが事前申し込みが必要となる。

【お詫ごと訂正】

本紙9月6日号10面の奈良県一般廃棄物事業協同組合の記事中、理事長名が「笹井英和理事長」とありましたが誤りで、正しくは「笹井英昭理事長」でした。お詫びして訂正します。

業は、06年9月7日から同月21日までの間に、自ら行った解体工事から生じた産業廃棄物および同解体工事で解体した工作物の内外に保管されていた廃棄物、廃プラスチック類約3・0立方メートル、木くず約2・5立方メートルおよび、がれき類約9・18トンをDD県△△市内の土地においてみだりに投棄した。

この両ケースは、処分理由の違いはほとんど

これらの事例を比較すると、許可取消処分を受けたFJ工業より、むしろ、MS工業の方が、他人の土地に不法投棄を行ったこと、投棄物が廃プラ、木くずという有機物だったことから、生活環境の保全上の支障

環境の保全上の支障